第二十一号	第十一号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第二十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験
第二十七号	第十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験
第三十二号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験
第五十一号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十八号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験
第五十八号	第三十三号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験
		細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第七十七号	第五十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第七十八号	第五十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のJE〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第八十二号	第五十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第八十五号	第五十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日より施行する。

○国土交通省告示第六百十九号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示

（自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面の一部改正）

第一条　自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面（昭和五十八年運輸省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「独立行政法人交通安全環境研究所」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

第一条（見出しを含む。）中「独立行政法人交通安全環境研究所」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

（低排出ガス車認定実施要領の一部改正）

第二条　低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第二条の表二の項下欄中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

第六条第二号の表一の項及び二の項を次のように改める。

一　型式指定自動車	当該型式指定自動車について道路運送車両法第七十五条第一項の申請をした時以後
二　一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	当該一酸化炭素等発散防止装置について道路運送車両法第七十五条の三第一項の申請をした時以後

第六条第三号中「指定、承認又は改造認定」を「指定又は改造認定」に改め、同号の表イの項及びロの項を次のように改める。

イ　型式指定自動車	当該型式指定自動車に係る道路運送車両法第七十五条第一項の指定
ロ　一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	当該一酸化炭素等発散防止装置に係る道路運送車両法第七十五条の三第一項の指定

第六条第五号の表イの項下欄中「自動車型式指定規則第十条第一項の申請」を「道路運送車両法第七十五条第一項の申請（自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第三条の二第一項の申請に限る。）」に改め、同表ロの項下欄中「装置型式指定規則第九条第一項の申請」を「道路運送車両法第七十五条の三第一項の申請（装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第四条の二第一項の申請に限る。）」に改める。

（道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成十四年国土交通省告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第75条の2第1項」を「第75条の3第1項」に改め、「一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（」の下に「法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。」を加える。

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第四条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第二号中「その型式について指定を受けた自動車」の下に「（自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第三条の二第一項の規定による申請に基づく指定を受けた自動車にあっては、当該自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式について同規則第三条第一項の規定による申請に基づく指定を受けたものとみなす。）」を加える。